

一般社団法人名古屋工業会 代議員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第13条の規定に基づき、選挙方法等に関する事項を定める。

(代議員の数)

第2条 代議員の数は、正会員の数により2年ごとに見直すものとする。

(選挙の方法)

第3条 代議員選挙の方法は、次条に定める代議員候補者の中から、行方不明者及び3年を超える会費滞納者を除く正会員による選挙で選出する。

(代議員候補者)

第4条 代議員候補者は、正会員のうち、本会の行なう事業に推進的役割を持ち、次の基準を満たすものから、本人の同意を得て支部長が選出する。

- 一 支部長及び支部役員
- 二 本部役員の実験者
- 三 その他支部長が推薦する者

2 前項に定める者のほか、代議員候補者は、前条に定める正会員で8名以上の正会員の推薦書を添えて立候補することができる。

(選挙の時期)

第5条 代議員選挙は、代議員の任期が満了する年の属する2月末までに実施し、選挙結果は公表する。

(事務)

第6条 代議員選挙にかかる事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、代議員に関し必要な事項は理事会において別に定める。

附則 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

運用補足(2020年10月7日理事会決定)

正会員が150名未満であっても支部の構成等を考慮し、75名を超える支部については、当分の間2名とする。

代議員数の基礎となる正会員数は、前年度の支部交付金算定時の正会員数とする。

運用補足(2024年10月8日理事会決定)

東京支部の代議員数は7人とし、その他の支部については、定款等により算出した人数をその支部の代議員数の上限数とする。

(別表)

支 部	正会員数	代議員数
北海道	30	1
東北	34	1
東京	834	7
甲信越	124	2
静岡	415	2
三河	2,292	15
名古屋	4,514	30
尾張	1,333	8
岐阜	1,363	9
北陸	276	2
三重	828	4
大阪	761	5
兵庫	223	2
岡山	96	2
広島	67	1
山口	33	1
山陰	32	1
香川	61	1
徳島	39	1
愛媛	45	1
高知	11	1
九州	105	2
計	13,516	99

※代議員数は上限数とする。